第五条を次のように改める。

（四半期の記載事項）

第五条　当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　連結総自己資本規制比率

二　連結Ｔｉｅｒ１比率

三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率

四　連結における総自己資本の額

五　連結におけるＴｉｅｒ１資本の額

六　連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額

七　連結総所要自己資本額

八　第三条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九　第三条第三項第十一号に掲げる事項

十　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2　前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3　第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附則の次に別紙様式として次の二様式を加える。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目		国際様式の該当番号
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額（△）		1c
うち、社外流出予定額（△）		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通株式等Tier１資本に係る調整後少数株主持分の額		5
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)		6
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25
その他Tier１資本不足額		27
普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額　(ロ)		28
普通株式等Tier１資本		
普通株式等Tier１資本の額（(イ)―(ロ)）　(ハ)		29